

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認（6件）【建設局公園緑地部公園管理課】2
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】17
- 指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】20

◇ 公 告

- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】22
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課】23

◇ 公営競技局

- 特定調達契約の相手方の決定（4件）【公営競技局ポートレース事業課】29

◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】33

北九州市告示第 2 2 9 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間の白野江植物公園及び白野江植物公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の 種類等	金額				備考
	入 園 料	区分	一般	小・中学校 の児童及び 生徒	
白野江 植物公 園	個人 団体（ 25人 以上）	1 人 1 回	300円	150円	国民の祝日及び緑化 に関する行事をする 日で、市長が特に必 要があると認めて規 則で定める日につい ては、無料で入園さ せるものとする。
			240円	120円	
			300円	150円	
白野江 植物公 園駐車 施設	大型自動車 中型自動車	1台1回 (1日以 内)	1,000円	300円	大型自動車、中型自 動車及び普通自動車 の区分は、道路交通 法の一部を改正する 法律（平成 27 年法 律第 40 号）による 改正前の道路交通法 第 3 条に規定する ところによる。
	普通自動車				

北九州市告示第 2 3 1 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間の勝山公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種 類等	金額			備考
勝山公園 駐車施設	普通 自動 車	1 台につき 3 0 分又は その端数ご とに	1 5 0 円。ただ し、1 日に連続 して 3 時間を超 えて駐車したと きは、1 日当た り 1, 0 0 0 円	1 普通自動車とは、 道路交通法の一部を 改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 0 号 ）による改正前の道 路交通法第 3 条に規 定する普通自動車を いう。 2 駐車時間が 2 0 分 以内のときは、無料 とする。

北九州市告示第 2 3 2 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間の山田緑地、森の家及び山田緑地駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額				備考		
	山田緑地	入園料	無料				
森の家	各室利用料	区分	9 時～1 2 時		1 2 時～1 7 時		1 多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に 1 0 0 分
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		多目的ホール	6,900 円	7,950 円	9,900 円	11,850 円	
	大会議	1,650 円	2,550 円	2,400 円	3,900 円		

	室					<p>の6を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。</p> <p>2 多目的ホールの利用面積が2分の1以下の場合の額は、既定の額の5割に相当する額とする。</p>
	小会議室	900円	1,650円	1,500円	2,400円	
	講習室	2,400円	4,000円	3,700円	6,000円	
	映像室	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	
冷暖房設備利用	施設名	30分又はその端数ごとに				
	多目的ホール					1,220円
	大会議室					420円
	小会議室					350円
	講習室					560円

	料	映像室		420円	
山田緑地駐車施設	大型自動車	1台1回(1日以内)		1,000円	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車			300円	

北九州市告示第 2 3 3 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間の志井ファミリープールの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額					備考
	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児		
志井ファミリープール	入場料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児	
		個人	1 人 1 回	4 0 0 円	2 0 0 円	5 0 円
		団体（2 5 人以上）		3 2 0 円	1 6 0 円	4 0 円
施設利用料	波のプール	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児	
		個人	1 人 1 回	3 0 0 円	1 5 0 円	5 0 円
		団体（2 5 人以上）		2 4 0 円	1 2 0 円	4 0 円
	スライダープール	1 人 1 回			1 0 0 円	

	川下りプール	1人1回	100円
その他利用料	コインロッカー	1回	100円

北九州市告示第 2 3 4 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間の響灘緑地広場、ポニー広場、熱帯生態園、都市緑化センター、響灘緑地野外ステージ、サイクリングターミナル及び響灘緑地駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額			備考	
	入園料	区分	一般		
響灘緑地広場	入園料	1 人 1 回	1 5 0 円	小・中学校の児童及び生徒	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。
				7 0 円	
ポニー広場	乗馬料	個人	1 人 1 回	3 5 0 円	小・中学校の児童及び生徒が、係員の指導の
		団体（25人以上）		3 0 0 円	

場					下に乗馬するときに限る。		
	1頭につき30分又はその端数ごとに			3,000円			
	馬車利用料	区分	一般		中学校の生徒以下の者		
1人1回		300円		150円			
熱帯生態園	区分		一般		小・中学校の児童及び生徒		
	1人1回		350円		200円		
	回数券(4枚つづり)	1人1回	1,000円		500円		
都市緑化センター	各室利用料	区分	9時～12時		12時～17時		イベントホールの利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
	イベントホール	3,750円	4,350円	5,400円	6,450円		
	講習室	2,400円	2,850円	3,600円	4,350円		
	会議室	1,500円	1,800円	2,250円	2,700円		

							規定の額の 15割に相 当する額) とする。
冷 暖 房 設 備 利 用 料	施設名		30分又はその端数ごとに				
	イベントホール		420円				
	講習室		140円				
	会議室		40円				
響 灘 緑 地 野 外 ス テ ー ジ	1時間又はその端数ごとに			1,500円		利用者が入 場料等を徴 収する場合 の額は、入 場料等の総 収入額に1 00分の6 を乗じて得 た額(当該 額が規定の 額の15割 に相当する 額に満たな いときは、 当該規定の 額の15割 に相当する 額)とする 。	
サ	自	区分	一般	中学校の	小学校の		

イク リ ン グ タ ー ミ ナ ル	転 車 利 用 料			生徒	児童以下 の者		
		基 本 利 用 料	1台2時間 以内	300円	190円	150円	
		超 過 利 用 料	1台2時間 を超える3 0分又はそ の端数ごと に	70円			
	そ の 他 利 用 料	コインロッカー	1回	100円			
響 灘 緑 地 駐 車 施 設	大型自動車 中型自動車	1台1回（1日以 内）	1,000円			大型自動車 、中型自動 車及び普通 自動車の区 分は、道路 交通法の一 部を改正す る法律（平 成27年法 律第40号 ）による改 正前の道路 交通法第3 条に規定す	
	普通自動車		300円				

				るところに よる。
--	--	--	--	--------------

北九州市告示第 2 3 5 号

北九州市平尾台自然の郷条例（平成 1 5 年北九州市条例第 1 9 号）第 8 条第 3 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間の北九州市平尾台自然の郷の入場料、野外ステージ、キャンプ施設及び駐車場の利用料金の額を承認したので、北九州市平尾台自然の郷条例施行規則（平成 1 5 年北九州市規則第 4 8 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設			金額		備考	
入場料			無料			
野外ステージ			1 時間又はその端数ごとに	1, 5 0 0 円	利用者が入場料、会費その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に 1 0 0 分の 6 を乗じて得た額（当該額が規定の額の 1 5 割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の 1 5 割に相当する額）とする。	
キ ャ ン プ 施 設	テ ン ト 区 画	区画内に駐車することができる	1 0 時から翌日の 1 0 時まで	1 区画 1 回	4, 5 0 0 円 3, 0 0 0 円	1 0 時から 1 7 時までの区分によりテント区画を利用した場合で、1 7 時を超えて翌日の 1 0 時までの間の引き続く利用に係
			1 0 時から 1 7 時まで			

	もの				る額は、区画内に駐車することができるものを利用する場合にあっては1,500円、区画内に駐車することができないものを利用する場合にあっては1,050円とする。
	区画内に駐車することができないもの	10時から翌日の10時まで		3,000円	
		10時から17時まで		1,950円	
	シャワー	1回		100円	
駐車場	大型自動車 中型自動車	普通自動車	1台1回 (1日以内)	1,000円	1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定するところによる。 2 テント区画（区画内に駐車することができないものに限る。）を利用する場合は、1区画につき大型自動車
				300円	

				、中型自動車又は普通自動車1台については、無料とする。
--	--	--	--	-----------------------------

北九州市告示第 236 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項及び第 51 条の 20 第 1 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 1 項及び第 24 条の 28 第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第 51 条第 1 号及び第 51 条の 30 第 2 項第 1 号並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 1 号及び第 24 条の 37 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ホームケア土屋 北九州 北九州市八幡西区木屋瀬東一丁目 6 番 2 - B 棟 101 号	株式会社土屋 代表取締役 大山敏之 岡山県井原市井原町 19 2 番地 2 久安セントラルビル 2 階	特定無し	4016701759

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ホームケア土屋 北九州 北九州市八幡西区木屋瀬東一丁目 6 番 2 - B 棟 101 号	株式会社土屋 代表取締役 大山敏之 岡山県井原市井原町 19 2 番地 2 久安セントラルビル 2 階	特定無し	4016701759

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
---------	-------------	-------	-------

の名称及び所在地	の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	る対象者	
ケアサポートいち樹 北九州市小倉北区片野二丁目15番12号	株式会社いち樹 代表取締役 壺岐愛一郎 北九州市小倉北区片野二丁目15番12号	特定無し	4017800758

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
みんなの輪 北九州市八幡西区引野二丁目5番6号竹下ビル2F-2	合同会社R i N 代表社員 長尾美紀 北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目5番10-301号	身体障害者（内部障害）、知的障害者及び精神障害者	4016701742

(5) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
あいふろいで相談支援センター 北九州市小倉北区浅野一丁目2番39-502号	株式会社あいふろいで 代表取締役 船田 愛 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	特定無し	4037800317

(6) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
キッズ木馬 北九州市小倉北区清水五丁目1番12号	コミュニティー下田合同会社 代表社員 下田俊明 山口県下関市三河町6番	重症心身障害児以外	4057800056

	1号		
--	----	--	--

(7) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ポノ 北九州市門司区 丸山二丁目16 番26号	一般社団法人Prime 代表理事 元藤真生子 北九州市小倉南区上吉田 三丁目2番42-403 号	重症心身障 害児以外	4057600035
キッズ木馬 北九州市小倉北 区清水五丁目1 番12号	コミュニティー下田合同 会社 代表社員 下田俊明 山口県下関市三河町6番 1号	重症心身障 害児以外	4057800056

(8) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
あいふろいで相 談支援センター 北九州市小倉北 区浅野一丁目2 番39-502 号	株式会社あいふろいで 代表取締役 船田 愛 北九州市小倉北区浅野三 丁目8番1号	特定無し	4077800045

2 指定年月日

令和3年1月1日

北九州市告示第237号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の25第2項及び第51条の25第4項の規定による指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条の30第1項第2号及び第51条の30第2項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ふくし生協相談支援センター北九州 北九州市八幡東区尾倉一丁目1 4番25号2F	福岡県高齢者福祉生活協同組合 代表理事 森元茂利 福岡市博多区店屋町3番 23号 サカタビル2階	特定無し	4036700161

(2) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ふくし生協相談支援センター北九州 北九州市八幡東区尾倉一丁目1 4番25号2F	福岡県高齢者福祉生活協同組合 代表理事 森元茂利 福岡市博多区店屋町3番 23号 サカタビル2階	特定無し	4036700161

(3) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ふくし生協相談	福岡県高齢者福祉生活協	特定無し	4036700161

支援センター北九州 北九州市八幡東区尾倉一丁目1 4番25号2F	同組合 代表理事 森元茂利 福岡市博多区店屋町3番 23号 サカタビル2階		
--	--	--	--

- 2 廃止年月日
令和2年12月31日

北九州市公告第 3 9 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 3 年 6 月 4 日 第 9 4 5 1 0 1 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置		延長 (m)	幅員 (m)
起点	終点		
北九州市八幡西 区折尾一丁目 1 5 7 0 番 6 地先	北九州市八幡西 区折尾四丁目 1 3 7 5 番 3	1 6 7 . 4	2 7 . 1 ~ 7 9 . 8

北九州市公告第 392 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スピナマート中井店

北九州市小倉北区中井四丁目 8 番 10 他 1 筆

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 16 番 14 号

代表取締役 秋澤壮一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 16 番 14 号

代表取締役 玉木 浩

変更後

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 16 番 14 号

代表取締役 秋澤壮一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 16 番 14 号

代表取締役 玉木 浩

他 2 者

変更後

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

代表取締役 秋澤壮一

他1者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和元年7月10日

(2) 前項第2号 令和3年5月31日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年5月31日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年10月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年10月4日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 3 9 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スピナ鷹見台店

北九州市八幡西区鷹見台一丁目 2 4 6 4 番地 1 7

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号

代表取締役 秋澤壮一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号

代表取締役 玉木 浩

変更後

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号

代表取締役 秋澤壮一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号

代表取締役 玉木 浩

他 2 者

変更後

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

代表取締役 秋澤壮一

他1者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和元年7月10日

(2) 前項第2号 令和3年5月31日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年5月31日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年10月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年10月4日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 394 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スピナマート穴生店

北九州市八幡西区鉄王一丁目 4 番 9 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号

代表取締役 秋澤壮一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号

代表取締役 玉木 浩

変更後

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号

代表取締役 秋澤壮一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号

代表取締役 玉木 浩

他 4 者

変更後

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

代表取締役 秋澤壮一

他4者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和元年7月10日

(2) 前項第2号 令和3年5月31日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年5月31日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年10月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年10月4日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公営競技局公告第13号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年6月4日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
令和3年度月例宣伝広告業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社新東通信北九州営業所
北九州市小倉南区東水町4番39号
- 5 契約金額
3,049万6,950円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

北九州市公営競技局公告第14号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年6月4日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
令和3年度ナイター開催に伴う宣伝広告業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日本レジャーチャンネル
東京都港区六本木五丁目16番7号
- 5 契約金額
4,583万7,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

北九州市公営競技局公告第15号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年6月4日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
令和3年度ナイター開催に伴う宣伝広告業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日刊スポーツ新聞社
東京都中央区築地三丁目5番10号
- 5 契約金額
5,444万5,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

北九州市公営競技局公告第16号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年6月4日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
令和3年度ナイター開催に伴う宣伝広告業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社スポーツニッポン新聞社西部総局
福岡市中央区天神一丁目16番1号
- 5 契約金額
4,031万5,770円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

北九州市選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和3年6月1日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富増健次

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数
1万5,832人
- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
19万8,598人
- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数
門司区 2万7,401人
小倉北区 5万839人
小倉南区 5万8,236人
若松区 2万2,691人
八幡東区 1万8,618人
八幡西区 6万9,992人
戸畑区 1万6,088人
- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万1,931人